

◆◆◆ 冷媒管理システム R a M S 機能修正のご紹介 ◆◆◆

日頃より冷媒管理システム R a M S をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
R a M S を更に使い易くするために、今回修正した機能について簡単にご紹介します。

- RaMS に事業所登録を行う際の入力項目に「JRECO からの情報提供メールを受取る」という項目を追加し、初期状態ではチェック付 (☑受取る) としました。既に登録済みのご利用者が受取りをご希望されない方は、チェックをお外し願います。  
尚、従来からあった「ログブック更新通知」は、項目名を「ログブック更新通知を受取る」と改めました。(初期値は従来通りチェックなし。)
- RaMS のポイントを他事業所に引渡す場合、従来は「500 以上、100,000 以下」という条件を設けておりましたが、下限の「500 以上」は条件から外し、500 ポイント未満でも引渡し可能としました。
- 整備に伴う回収冷媒の処理のためにログブックから行程管理票を自動作成する場合は、機器の種類と台数 (1 台) 並びに冷媒種類はログブックから自動転記するようにしました。(従来より更に入力の手数を減らしました。)
- 算定漏えい量報告の CSV 出力の際、充填量も回収量も 0 である整備内容は出力範囲から除外しました。(充填量も回収量も 0 の整備は、算定漏えい量集計の対象外です。)
- 従来は行程管理票作成の際、充填回収業者情報は都道府県への登録番号で入力することになっておりましたが、充填回収業者の事業者コードでも入力できるようにしました。(入力方法を追加しました。)
- 行程管理票作成の際、回収作業を行う場所と異なる都道府県に登録された充填回収業者を選択すると、確認画面において注意メッセージを表示するようにしました。
- 取次者 (整備者)、省令 49 条業者、破壊業者、再生業者も、行程管理票を CSV 形式にて出力できるようにしました。
- 従来は行程管理票の A 票起票から 30 日 (建物解体を含む場合は 90 日) 以内に E 票が交付されないと未交付の通知メールが管理者に発信されましたが、フロン排出抑制法での規定通り、起算日を A 票起票ではなく充填回収業者への依頼票 (A 票または C 票または D 票、取次者の有無で替わる) の交付日に改めました。